

亀岡市地域下水道事業地方公営企業法適用基本方針

1 地方公営企業法適用の背景

本市の下水道事業は、下水道事業会計（公共下水道事業）と地域下水道事業特別会計（特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、小規模集合排水処理事業）を設置し運営していますが、建設の時代から維持管理の時代へと移行する一方で、人口の減少、節水機器の普及や生活様式の変化など社会情勢の転換期を迎える中で、いかにして持続的かつ安定した経営を行っていくかが課題となってきています。

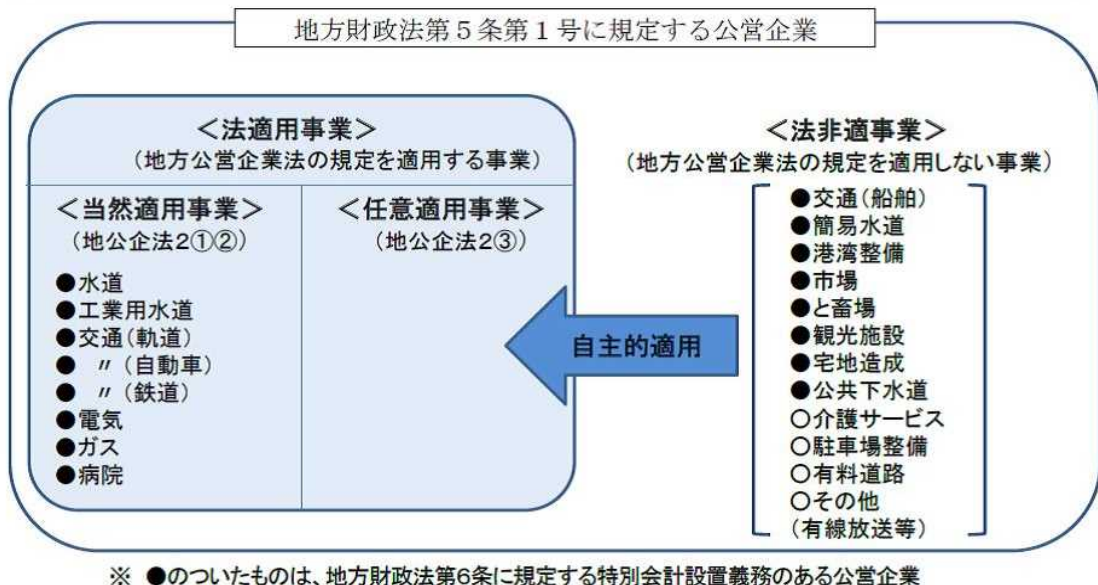
公共下水道事業については、事業開始から地方公営企業法の任意適用を行い実施していますが、地域下水道事業は法非適事業として特別会計を設置しています。

そうした状況の中で、地域下水道事業を将来にわたって持続的かつ安定的に維持するとともに、今後の施設等の老朽化に伴う更新事業等を計画的に行うために、正確な経営状況を把握し、事業運営の効率化や健全化を図る必要があることから、地域下水道事業に地方公営企業法を適用し、公営企業会計に移行することとします。

◎ 地方公営企業法を適用する事業

地方公営企業とは、地方公共団体が行う一般的な行政活動のほかに、水道事業や病院事業、下水道事業など、地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供するために、地方公共団体が経営する企業活動を「地方公営企業」としています。独立採算を原則として、経営に伴う収入をもって事業を運営することとされています。

下水道事業、簡易水道事業等については、地方公共団体が任意（条例）によりその適用を決定できるとされています。



【出典】地方公営企業法の適用に関するマニュアル 総務省

2 国からの法適用の要請

施設・設備の老朽化に伴う更新投資の増大や、人口減少等に伴う料金収入の減少が見込まれるなど、公営企業の経営環境は厳しさを増しつつあることを踏まえ、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに取り組むために、国（総務省）から「公営企業会計の適用の推進について」（平成27年1月27日）の通知がされ、事業への法適用が要請されました。

総務省委請の概要

- 下水道事業及び簡易水道事業を「重点事業」と位置づけ、人口3万人以上の団体は、平成32年4月までに公営企業会計に移行すること
- 下水道事業は、公共下水道事業（特定環境保全公共下水道を含む）・流域下水道については、期間内に移行することとし、集落排水・合併浄化槽についてもできる限り移行対象に含めること
- 平成27年度から平成31年度までを公営企業会計適用の「集中取組期間」とすること

3 法適用の対象事業

地域下水道事業特別会計で運営している全事業

- 特定環境保全公共下水道事業（保津地区）
- 農業集落排水事業（半国・犬甘野・宮前・本梅・川東地区）
- 小規模集合排水処理事業（小泉地区）

4 法適用の目的

下水道事業の経営基盤の強化及び経営の効率化、持続可能な事業運営の確立を図るため、下水道事業の1本化の取り組みに向けて、地域下水道事業の法適用を行い、地域下水道事業特別会計を下水道事業会計に経営統合します。

5 法適用の効果

(1) 経営管理の向上

期間損益、資産状況を正確に把握・分析することができ、経営管理の向上が図れる。

(2) 使用料の適正化

「減価償却費」を含めた総括原価を正確に算定でき、論理的、客観的に適正な使用料を設定することができる。

(3) 経営の効率化

本市の上下水道事業のすべてに地方公営企業法を適用することで、会計処理、事務手続などが一元化でき、経営の効率化が図れる。

6 法適用の時期

平成31年4月1日